

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【速報版】

会議の名称	令和8年第1回取手市議会臨時会			
招集年月日	令和8年 1月26日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和8年 1月26日午前 9時00分	議長	山野井 隆
	閉会	令和8年 1月26日午前10時38分	議長	山野井 隆
会議録署名議員の氏名	23番	遠山 智恵子	24番	加増 充子

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和8年 1月26日

1番	長 塚 美 雪	12番	小 堤 修
2番	本 田 和 成	14番	落 合 信 太 郎
3番	岡 口 す み え	16番	金 澤 克 仁
4番	古 谷 貴 子	18番	山 野 井 隆
5番	杉 山 尊 宣	19番	染 谷 和 博
6番	佐 野 太 一	20番	佐 藤 隆 治
7番	海 東 一 弘	21番	入 江 洋 一
8番	根 岸 裕 美 子	22番	赤 羽 直 一
9番	久 保 田 真 澄	23番	遠 山 智 恵 子
10番	鈴 木 三 男	24番	加 増 充 子
11番	関 川 翔		

令和8年第1回取手市議会臨時会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 1月26日午前 9時00分			議長	山野井 隆
	散会	令和8年 1月26日午前10時38分			議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名  出席 21名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中	村	修
教 育	長	石	塚	康 英
副 市	長	伊	藤	哲
副 市	長	黒	澤	伸 行
総 務 部	長	吉	田	文 彦
選挙管理委員会書記	長			
政 策 推 進 部	長	齋	藤	嘉 彦
財 政 部	長	田	中	英 樹
健 康 福 祉 部	長	彦	坂	哲
こ ど も 部	長	助	川	直 美
まちづくり振興部	長	森	川	和 典
建 設 部	長	渡	来	真 一
都 市 整 備 部	長	浅	野	和 生
教 育 部	長	飯	竹	永 昌
消 防	長	岡	田	直 紀
会 計 管 理	者	齊	藤	理 昭
総 務 部	次 長	立	野	啓 司
財 政 部	次 長	原	部	英 樹
まちづくり振興部	次 長	海	老 原	輝 夫
まちづくり振興部	次 長	木	村	太 一
総 務 課	長	土	谷	靖 孝
選挙管理委員会書記	長 補 佐			
生 涯 学 習 課	長	秋	山	和 也
ス ポ ー ツ 振 興 課	長	稲	村	忠 弘
産 業 振 興 課	副 参 事	岡	田	崇
環 境 政 策 室	長	吉	田	卓 也
ス ポ ー ツ 振 興 課	副 参 事	野	口	勝 彦

令和8年第1回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年1月26日（月）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

---

日程第5 承認第2号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

---

日程第6 承認第3号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

---

日程第7 議案第1号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）

## 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

---

日程第5 承認第2号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

---

日程第6 承認第3号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

---

日程第7 議案第1号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）

令和8年第1回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事
1	1 / 26	月	本会議	午前9時	開会、議案上程、提案理由説明・質疑・討論・採決、閉会

速報版 ● 未校正

## 議事の経過

午前 9時00分開会及び開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は21名で定足数に達しております。よって、令和8年第1回取手市議会臨時会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。なお、本日の会議は、あらかじめご通知申し上げましたように、会議規則第9条第3項の規定に基づき、会議時間を変更しておりますので、御承知おきください。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。配付資料については、会議当日開会までに、市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより、本日の議事日程に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、遠山智恵子さん及び加増充子さんを指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日1月26日の1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1月26日の1日と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山野井 隆君） 日程第3、諸般の報告を行います。

専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブックに登載したとおり、市長から報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第4 承認第1号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、承認第1号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） おはようございます。令和8年第1回取手市議会臨時会の提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年始のお忙しい中、そして通常より招集までの期間が短い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本臨時会では、専決処分に係る承認と物価高騰対策事業等に係る補正予算について、審議をお願いする案件がございます。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

それでは、承認第1号の提案理由をご説明申し上げます。承認第1号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、令和7年第4回取手市議会定例会において可決いただきました、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、旧取手市立取手第一中学校体育館耐震補強大規模改修工事が、令和7年度内に完成することを見込み、一部改正条例の施行日を令和8年4月1日とし、令和8年度から同体育館とグラウンドを体育施設として管理していくこととしておりました。しかしながら、当該議案の議決後に、同体育館の工事の完了が年度内に困難であることが判明し、利用日の3か月前である令和8年1月から予約の受付ができない状況となったため、一部改正条例の施行日を改める改正を行うものであります。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法の規定に基づき、専決処分し、議会の承認を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言、及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金澤克仁君。

〔16番 金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君） おはようございます。金澤克仁です。質疑をさせていただきます。今、市長から提案理由の説明がありましたが、この改正については、令和7年第4回

市議会の定例会において、慎重な審議の下、12月15日に可決決定したものであります。その第4回定例会は、12月25日まで延長しておりました。しかし、我々議会には公式な説明はなく、翌日に専決処分という形を取ったと思います。この専決処分を行った経緯について、詳細な説明をお願いいたします。

〔16番 金澤克仁君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、金澤議員の御質疑に答弁させていただきます。旧取手一中体育館につきましては、先ほどもありましたとおり、改修工事を2月末までの工期としており、4月から新たに社会体育施設として位置づけるため、体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を、12月議会に提出させていただきました。議員の皆様にご審議いただき、条例の施行日を令和8年4月1日からとし、12月15日に可決いただきました。しかしながら、12月24日午後開催されました工事の施工業者との定例会におきまして、施工業者から、5月末までの工期の延長の申出がございました。

工期延長の主な要因としまして、アリーナ床をめくったところ、床下にある既存の土間コンクリート表面が、平たんではなく、著しく不陸であり、凹凸が激しいことから、新たにコンクリートを流し、表面の平たんを測る作業や乾かす期間が必要となること、またその後の床上工事の工程の見直しによりまして、職人の手配などの時間を要することから、工期を延長したいとの申出がございました。

本施設は、井野体育館として位置づけた体育施設であり、体育館使用につきまして、3か月前から予約が可能であることから、4月1日施行の場合、体育館の工事が未完了でありながら、年明け1月からの予約が可能となり、市民の皆様にご迷惑をおかけしてしまうことから、年末最終日であります12月26日付にて、一部改正条例の施行日を、「公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」と改正を行う専決処分をさせていただきました。

本来であれば、12月議会の最終日であります12月25日に、議員の皆様にご報告させていただくべきではございましたが、申出があった5月末頃までの工期を短縮することができないか検討するとともに、繰越しに係る影響や、それに伴う条例改正の内容などにつきまして、25日に議員の皆様にご報告できるまでの精査が不十分であったことから、26日付の専決処分となってしまいました。

このたびは、議員の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。今後につきましては、このような事態が発生しないよう、工事発注担当課と工事管理担当課におきまして、工事の進捗や課題、また議案に係る案件の内容など、さらに連絡を密に行い、情報共有を図り、連携強化に努めてまいりたいと考えております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 今までの議員の経験の中で、定例会で議決した案件を、定例会が閉じた翌日に修正をするというのは、初めての経験だったので、これはちょっと大変なことだなと思って、質疑をさせていただいております。

今の説明ですと、24日の午後に業者さんから工期延長の申出があったと、時間的に精査する時間がなくて、25日に説明ができなかったということでございます。ただ、24日の前に、例えば工期延長のそういった主な原因であります——今説明ありましたように、床下のコンクリートの状況などというのは、把握することはできなかったのでしょうか。仮にそれができていれば、25日の会期中に何らかの対応ができたと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 申し訳ありません。本日、体育館の床をめくったところの既存コンクリートの映像も御用意しておりますので、映像のほうを御覧いただければと思います。映像をお願いいたします。

〔教育部長 飯竹永昌君資料を示す〕

○教育部長（飯竹永昌君） ちょっと見えにくいかと思いますが、こちらが床をめくったところの床下になります。こちらがアリーナの床をめくったところの、凹凸があるような既存の土間コンクリートになります。こちらにつきましては、12月上旬に施工者との打合せにおきまして、施工者から、アリーナ床下の土間コンクリートの表面が、平たんではなく著しく不陸で凹凸があることから、新たにコンクリートを流し、表面を平たんにする作業が必要であったため、工期内の完成が難しいとの相談がございました。画像の下——本来であれば、このように既存の土間コンクリートが平たんであることが正しい状態ではあったんですが、その後、担当者におきまして現地を確認したところ、この映像のような状態でした。アリーナ床の張り替え作業におきまして、土間コンクリートがこのように平たんであれば、本来、鋼の支柱を約1,000本ほど設置することから、コンクリートの表面を平たんにする必要がございました。この時点では、既に4月1日開館に向けまして、様々な準備を進めているところでもございました。工期を2月末から3月末に延長し対応することができないか、検討するよう施工者に伝え、施工者におきまして検討を行っていただいております。施工者から、3月末に完成できるよう、職人の確保にも努力していただきましたが、年度末でもあり、職人の手配が思うようにいかず、5月末まで工期を延長したいとの申出が12月24日となってしまいましたことから、議会の会期中に報告することができない状態でもございました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 12月上旬ぐらいには、施工業者さんから、工期内の完成がなかなか難しいというような相談があったということではありますが、であれば、こういう形でなくて、もっと危機管理を持っていたいただければ、しっかりした対応ができたんじゃないかなと思います。それで、今回の専決処分の改正分においては、条例施行日を「公布の日

から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」と改正しております。今の部長の説明だと、5月末までの工期延長ということであったんですけども、10月と5月ということで、大分時間の乖離というか、開きがあると思うんですけども、それはなんでですか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。現在施工中の建物でございますので、今後の天候などによって、外部に関係する工事などに影響が出ることも懸念され、工事の完了は今後の状況により変わってくることもございます。今後の状況によっては、工事の完了に影響が出てくることも想定されます。再度、市民の皆様にご迷惑をおかけしないように、施行日を最長10か月までとさせていただきます。工事完了後は速やかに開館できるように、開館に向けて準備を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） こういう形になると、今度また様々な工事が増えていくということで、今後さらに経費がかさんで、工事契約とかを増額変更することにはならないのか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） お答えさせていただきます。施工者からは、増額に関しての相談は現在のところございません。改修工事の場合は、解体してみないと、どこまで改修が必要かを見定めることが非常に難しいため、老朽化の状況に応じ、推測で積算している部分がございます。実際に工事に入り、想定よりも改修が必要となることや、逆にそこまで改修が必要とならないこともございます。また、施工者から、品質や性能を変えずにコストが下げられるような提案にも柔軟に応じることで、増額とならないような対応を取っております。今後、工事を進めていく上では、これまでと同様の対応とはなってしまいますが、材料の早期発注や、施工の順番や施工の方法を創意工夫することなどにより、増額変更とならないように対応していきたいと考えております。また、常に現場の状況を注視するとともに、密に現場と連携をしながら工事を進捗させていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりました。今、業者さんのほうから、そういった増額の変更などの予定はないということですが。ただ、昨今の物価上昇や人件費の高騰——単純に工期が3か月延びるわけですから、今後はそういった契約変更の議案を提出することも、全く可能性がないということではないと思いますので、くれぐれもしっかりと対応していただきたいと思います。

また、これが出てくれば、この後、当然、議会で審議することとなります。今回、会期中に可決した議案について、議会に公式な報告がなく、閉会後の翌日に専決処分を改正を

行いました。これは、仮にこの先、増額変更の議案が提出された場合、こういった説明が不足してしまって、審議に影響を及ぼすことも今後考えられると思います。専決処分のこういった承認にかかわらず、議会で審議し可決した議案の重みを十分に認識していただいて、議会への報告はしっかりと丁寧に行っていただきたいと思います。そして、井野体育館のオープンを待ち望んでいる市民の方も多くいらっしゃると思いますので、しっかりと今後、管理監督をして、オープンに向けて準備をしっかりとさせていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

染谷和博君。

[19番 染谷和博君登壇]

○19番（染谷和博君） おはようございます。今、金澤議員がお聞きになったんで、ほとんどない——ことはないんですけども、ちょっと確認だけさせていただきます。今回のような体育館、古い建物でございます。こういうところの改修工事等を出すときには——もちろん図面でチェックをされて現場も見てるんでしょうけども、その辺はどのような形でチェックされてるのか、お伺いいたします。

[19番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） お答えさせていただきます。今回の工事発注に当たりましては、設計事務所に実施設計ということで業務委託を依頼してまして、設計事務所のほうでも現場を何度も確認し、調査をし、また今回、耐震補強工事ということで、補強の内容については、第三者機関のほうで判定をしていただいているという状況でございます。図面で確認できないところは、もちろん現地調査しますけれども、今回のアリーナの床に関しましては、先ほど写真のほうで見ていただいた、状況のいいところについては点検口がございまして、床下を確認することができました。アリーナの床につきましては、点検口がなかったので、今回工事に先立ちまして、解体工事をしまして床の状況を確認したところ、アリーナの床だけが、ああいった状況になっていたというところがございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今お聞きしたところで、どうせ工事するんですから、しっかりアリーナの床の一部はがして点検していれば、こんなことはなかったのかなと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） お答えします。今、議員のおっしゃったとおりかとは思いますが、私も長い間、公共施設整備課のほうで工事の監督をしておりまして、今回のような床が初めてということでびっくりしているところなんですけれども。ほかの床が平たんに仕上がったというところで、恐らくそういった仕上がりになってるんだろうというところで、今回このようなことになってしまいました。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、「だろう」でやってしまったというところで、こういう最終的に大きな問題になってしまったということだと思います。やはり、先ほど金澤議員おっしゃったように、15日の最終日を——12月15日を25日に10日間も延ばしてるのに、その間にあった話が議会に全く——一切なく、終わった翌日に専決というのは、やはりこれはいかなものかなというふうに思っておりますので、今後このようなことがないように気をつけていただきたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。私のほうからは、この古い一中の体育館がいよいよ改修されるということで、地域——目の前の体育館ですから、本当に皆さんからの期待が大きいですけれど。先ほどから、いろいろ議員のほうから出されてきましたが、この令和8年4月1日からというのが困難になったから、こちらの改正をしたということなんですけれど。井野公民館が今年の6月から工事に入る、そうしたときに井野公民館の方々が、卓球はどこでやればいいんだということで、一中の体育館ということで皆さん楽しみにしてたんですが、そういう方への影響というのは、どのように今、受け止めていらっしゃるでしょうか。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 直接関係ないかもしれないけど、まあ、答えてください。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。こちらの旧取手一中の体育館の工事につきましては、今お話しさせていただきましたとおり、施工業者から、5月末まで工期を延長したいとの申出がございました。また井野公民館のほうですが、今現在、工事に入るのは令和8年6月からを予定しております。ということから、4月・5月につきましては、公民館のほうは御利用いただけるような状態ではございますので、その期間、公民館から体育館に移動される——今、議員から御紹介いただきました、例えば卓球で御利用されてるような団体の方々につきましては、そこを円滑に場所の移動ができるように、こちらのほうでも進めていきたいとは考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 円滑に利用できるようにしていくということは、本当にうれしいわけですが、井野公民館で卓球やられてる方もたくさんいらっしゃる中で、今度、一中の体育館にその工事中は行って利用したいということがあるんですが、4月・5月は利用できるという話なんですけれども、相当、殺到していくと思うんですね。そういうときの対応というのも大丈夫なんですか。それが地域の方から心配の声として上がっているんですよ。そういうことも心配はないということでもいいんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 周りの影響についてということですね。

生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えいたします。井野公民館の6月以降の休館に関しましては、現在、既に井野公民館のご利用者の皆様には御案内しているところでございます。今、申し上げましたとおり、代替施設について御案内しておりますが、主に他の公民館・ウェルネスプラザなどを御案内させていただいております。先ほど議員からありました卓球などで御利用の団体には、体育館などの御利用も代替施設としては可能性が出てくるところがございます。引き続き、当初のスケジュールどおり公民館のほうは進めさせていただきますが、今後もその代替施設については、引き続き御案内を続けていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そのようなお考えがあるということは、私も納得するところあるんですが。今度、一中の体育館が新しくなるということで、地域の方々は「今度そちらでやれるね」とわくわくしてたんですが。その地域の方への、この一中の体育館が4月1日ではなく5月末までの工期だということで、そういう説明とか、そういうのはされたのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） お答えさせていただきます。今現在、まだ工事完了日は確定したわけじゃないんですけれども、予約の開始が——先ほど部長から御説明させていただいたとおり、通常であれば1月から開始する予定だったんですけれども、年明けすぐに取手市のホームページのほうに、現在の状況を説明させていただいております。工事が延長になることに伴いましてしばらく予約はできません、という形で御案内させていただいております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ホームページでそのような案内があるということは、私も承知しておりますけれども。なかなか退職された方が多い利用者の中で、丁寧にそういう方にも一応——「体育館がいつできるのかな、いつからやれるのかな」と大変心配してるので、そういうところまで、ちゃんと説明をしていただければと思ひまして質疑いたしました。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に、表決には条件を付けることができないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、承認第 1 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

承認第 1 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

#### 日程第 5 承認第 2 号 令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号） の専決処分の承認について

○議長（山野井 隆君） 日程第 5、承認第 2 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、承認第 2 号の提案理由をご説明申し上げます。承認第 2 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 17 億円を増額し、予算総額を 48 億 4,030 万円とするものであります。当初予算において、通常開催車券発売収入を 30 億円と見込んだところ、8 月に開催した市営競輪（F I）、12 月に開催した市営競輪（F II）において、インターネット車券発売による売上げが好調であったことなどにより、その当初見込額を上回ることになりました。これにより、1 月 12 日から 14 日まで開催した市営競輪（F I）において、通常開催車券発売収入と合わせて、的中車券払戻金などの経費に不足が生じるおそれがあったことから、1 月 9 日付で補正予算措置を行いました。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないこ

とが明らかであったことから、地方自治法の規定に基づき専決処分し、議会の承認を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」「あるよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

〔「いいことなんだから」「質疑ね、競輪反対ではなく」

「既に閉鎖されてる」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。そのように見ないでください。

〔笑う者あり〕

○24番（加増充子君） （続）今回のこの専決、競輪事業特別会計なんですけれども、開催が8月20日から22日、それが1回、12月24日から26日まで2回、そして今度1月12日から14日ということなんですけれど。今まで年2回の市営競輪開催だったんですけれども、3回になったという理由は何だったのでしょうか、私も改めて伺います。

〔24番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、加増議員の御質疑に答弁をさせていただきます。競輪の開催、通常、昨年——おととしまでですか、2回という開催でやっておりました。競輪といいますのは、1年間を——競輪選手がいる中で開催の回数というのが決まってまいります。関東の中で特別の開催というのが昨年ございまして、それを取手競輪で開催させていただいたということで、2回から3回という形で1回増やさせていただいたということになります。ですので、毎年必ずこれがあるというわけではなくて、昨年度【「昨年度」を「今年度」に発言訂正】は、そういった開催を取手市営の競輪として開催をさせていただくことができたということになっております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 関東の中で取手は3回になったということなんでしょうけれど、それが今回のようにはならない、中には2回ということもあるということで、今回取手だけが3回になったのか、ほかの自治体はどのような状況なんですか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 御質疑にお答えさせていただきます。令和7年度の開催なんですけど、FⅡ開催の11レース制という制度——レースの数なんですけど

も、このFⅡ競輪が11レース制になったんですね。そういった変更、またモーニング競輪の7レース制への統一化という、開催枠組みの見直しが行われまして、追加開催として、全国で47開催を希望する施行者に割り振り実施することとなりました。このうち、7開催が関東地区に割り振られまして、地区内の協議によりまして、取手市で追加で1開催できるということになったということでございます。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 申し訳ございません。先ほど私答弁の中で、「昨年度」というような表現をしてしまいましたが、正確には「今年度」でした。申し訳ございませんでした。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

加増充子さん。

○24番（加増充子君） 全国で47開催、7開催関東ということなので、具体的には取手のほかにこのように増えていくとか、そういう自治体は、どことどこというところは分かりますか。

○議長（山野井 隆君） すみませんが、議案の中身について——この数字について聞いていただきたいんですけど。答えていただけますか。

○24番（加増充子君） お答えになったから、そうやって聞いちゃった。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。今お答えしたとおり、全国でそういった形で伸びているということで、各地区で例えば、取手の場合は関東地区というところに属して、その中で割り当てられたものの中で各競輪主催者の中で、協議をしたり、いろんな形の中で配分をしておりますので、申し訳ございません、全国の各地区の配分がどのように割り当てられてるかというのは……

○24番（加増充子君） 分からないのか。

○まちづくり振興部長（森川和典君） （続）はい、ちょっと今のところは、私どものほうでは全てを把握してるわけではございませんので、御了解いただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

〔発言する者あり〕

○24番（加増充子君） また、いろいろおっしゃってますけど、ちょっとお待ちください。

これまで取手市営競輪は、大体、お正月開催が多かったんですが、それが今度、正月開催を取手だけやらないで、ほかの自治体とも輪番制でやるという話も前ありましたけれども。今回、8月20日とか12月24日とか1月とあるんですが、この開催日程というのは、変更はあり得るということではないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えいたします。先ほども部長のほうからお答えさせていただいておりますが、この開催日程の決定というのは、全国的に割り振ら

れた中で、関東地区で調整を行わせていただいているところでございます。また、競輪開催につきましては、上期・下期、前半・後半で分けて、そういった調整を行って、日程のほうが決まっていくという形になっております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 競輪開催は割り振られるということで、今回は 17 億円の増額補正なんですけれども、これが逆にこのように増額にならない、こういうこともあるということでもいいんですかね。今回は、たまたまこうなったけれども、ならないときもあるということを受け止めてもいいんでしょうね。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。今年度——今年、令和 7 年度増額をさせていただいてきましたのは、1 開催が増えたというのが一つの大きな要因ではあるんですけども、もともとその予算立てをするときに、当然 3 開催ということで予算立てはしておりました。例えば、令和 7 年度の当初予算ですと、F I の 2 開催を合わせて 24 億円、普通の競輪を 1 開催で 6 億円ということで、当初 30 億円ということで見込んでおったわけです。それで、先ほどの市長の説明にございましたとおり、インターネット等の投票が非常に好評だということもあって、今回もう既に 2 回の開催で 30 億円近くまで売上げがあったことから、今回、増額の補正のお願いをしたものです。ですので、例えば開催の件数というのは、その年になってみないと分からないんですが、それによって予算立てというものはするものですので、増減というのは、実際にはある程度の想定の中で、増えたり減ったりしていくものだというふうに理解をしております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。反対討論ですかね。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。承認第 2 号、令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について、反対いたします。今回の補正は、17 億円の増額補正となっております。これまでの市営競輪、8 月 20 日から 22 日までの開催、

また12月24日からの開催、そしてインターネット車券発売によって売上げが好調だったということから、1月12日から14日までの開催の市営競輪の見込額を勘案し増額したという内容であります。私たち共産党は、これまでも繰り返し繰り返し——繰り返し指摘してきました。競輪事業は公営ギャンブルであり、認められないと主張してまいりました。ゆえに、車券発売が好調で売上げが上がったとしても、認められるものではありません。まさに、水物です。9月議会でも指摘してきましたが、競輪事業は開催日程による影響が大きく、先ほども申しましたが水物であります。収益が大きく、一般会計への繰り出しで、取手市の財政に貢献しているという競輪事業に依存するのではなく、こうした姿勢を改めるべきと考えます。取手市のまちづくり、経済効果を真に考えるならば、取手市に住みたい、住み続けたいと思えるような、市民生活向上のためのシティプロモーションこそ、求められているのではないのでしょうか。

以上を述べまして、承認第2号の反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

承認第2号、令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

### 日程第6 承認第3号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

○議長（山野井 隆君） 日程第6、承認第3号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、承認第3号の提案理由をご説明申し上げます。承認第3号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ5,548万3,000円を増額し、予算総額を539億1,092万円とするものであります。補正予算の内容は、2月8日に投開票

が予定されている第51回衆議院議員総選挙に係る経費について予算措置したものであります。なお本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法の規定に基づき専決処分し、議会の承認を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。もちろん、もう選挙をやるということに決まりましたので、私たちは積極的に高市首相に対しても、政権に対して、しっかり対面から戦うということでやりますので。

今回、補正予算が出ました。補正予算の概要ということで、執行部のほうから丁寧な説明文書が私たちの手元に届いております。そこの前文の中でも述べられておりますけれども、1月10日付で総務省から通知があつて、13日付で専決処分を行ったということで、早急な補正予算措置が必要となったということで、こういうことになっております——こういう事態になってると言ったほうが適切ではないかと思うんですが、まず本当に戸惑っております。執行部の方は、もう本当に御苦労されているということで、まずお疲れさまと言いたいと思います。私からの質疑は、市民に対して周知徹底が重要なことだと思うんですが、どのように対応され、この補正予算の中では、どのようなところで充てられているのか伺います。

[23番 遠山智恵子君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

[選挙管理委員会書記長補佐 土谷靖孝君登壇]

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） それでは、遠山議員の御質疑に御答弁いたします。今回、戦後最短ということで、大変急な選挙になったわけですがけれども、周知徹底というところで、ふだんですと入場整理券とか、広報とりでの臨時号なんかで事前に皆様にお知らせしまして、皆様方におかれましては、そこで選挙を知るといの方もいらっしゃると思います。今回、広報とりでの臨時号ですとか入場整理券については、あさって水曜日からは始まる期日前投票には間に合わない日程となっております、その代わり今回——今日、新聞折り込みさせていただきましたけれども、広報臨時号の緊急号というところで、日程ですとか期日前投票について、概略について御案内を申し上げます。そのほか、ポスター掲示場については市内にもう建ち始めておりますので、そこで知った方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、その他、ホームページですとかデジタルの媒体を通じてお知らせをしているところでございます。

[選挙管理委員会書記長補佐 土谷靖孝君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 今、答弁ありましたけれども、緊急号——私も今日持ってまいりました。本当にこういった、選挙はがきが届かないということは、これまでに過去本当はないという、大変な事態だなというふうに受け止めています。今、新聞折り込みにしか入れてないわけですね、広報とりで、広報——緊急であっても。あとは新聞折り込みとスーパーとか、どれだけの人がそれを理解するか、手元に届くのかなということで心配しているんですが。私たちはもう常日頃、広報とりで——ふだんの広報とりでも全戸配布をということで求めている立場なんですけれども、ましてやこの大事な選挙となると、それが求められると思うんですが、その辺は「通常どおり」で終わりですか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、吉田文彦君。

〔選挙管理委員会書記長 吉田文彦君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（吉田文彦君） それでは、ご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたように、通常より短い期間ということですので、臨時号の前に、こういった緊急号ということでお知らせをさせていただいておりますので、通常よりも短い期間で準備しなきゃいけない。ましてや、こういった形で市民の皆様こういった情報を伝えるかということでは、いつもよりも余計に1回出しているということでございます。あとは、今までどおりの配置ということでございますので、ホームページ等は当然なんですけれども、手元という部分では、前回よりも緊急号を発してお知らせをさせていただいておりますので、何とかそれで皆さんのほうに、うまく知らせることができればなということ考えてございます。以上です。

〔選挙管理委員会書記長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） それで、投票券がないわけですよ。間に合わないわけですよ、本当に。それがここに投票所——期日前投票の場合、その場所に来てくれて、そこで改めて説明しますよということになるんでしょうけど、なかなかそれが徹底できないだろうな。公示日が過ぎたら、すぐもう期日前投票、次の日から開かれるということでは、そこへ足を運ぶ方ももちろんいるだろうというふうに思うんですけれども、本当に今回は特別なんだろうというふうに私も受け止めております。これだけ執行部のほうは——担当課のほうは一生懸命やっただけという事なんですけど、ちなみに今回、一財から73万3,000円、補正組まれておりますけれども、こういった緊急で出したという、これまでにない方法なわけなんですけれども、この予算というのはどうなってますか。国から充てられてる中でやれているんですか、それとも取手市の持ち出しですか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） お答えします。基本的には国の選挙ですので、執行の経費が補助金として国から出るということなんですけれども。それが予算の枠がありまして、そこが飛び出してる分は説明が必要であったりすることがございます。これ

は経費が全体的に最終的にどうなるかで決まってくるものですが、内容としては補助金のほう——国のほうからの経費でみられる内容となっております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 後で、決算が終われば国のほうに求めることはできるんですか。——できるということで、そのように理解してよろしいですか、今の答弁からすると。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） お答えします。経費を後から精算しますので、その中で国の執行経費の基準の中に収まっていれば、認められる内容となっております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 国政選挙、国の責任で行うということなので、余計に出た場合はぜひ求めてください。また、県知事ですとか、あとは首長などから、やっぱり問題だという意思表示、国に届けている首長さんもいらっしゃいます。そういう、本当にこれまでにない選挙ということなので、執行部も大変だと思うんですけども、何か間違いを起こさないように、慎重に丁寧にやっていただければと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

承認第3号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

## 日程第7 議案第1号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第1号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。議案第1号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億431万7,000円を増額し、予算総額を548億1,523万7,000円とするものであります。今回の補正予算の内容は、国の重点支援交付金を活用し、市が独自で行う物価高騰対策事業であります。国は令和7年度補正予算において、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、自治体に配分することとしました。この交付金を活用し、市独自の事業として3つの事業を実施するため、必要な経費を計上しております。

まず、物価高騰対策商品券事業は、物価高騰に対する市民生活支援として、基準日時点で住民登録のある全ての市民を対象に、1人につき一律7,000円分の商品券を配布します。

次に、省エネ家電買換え補助金は、物価高騰に対する市民生活の負担を軽減するとともに、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネ家電製品へ買い換える市民へ補助金を交付します。

最後に、防犯カメラ設置補助金は、地域の防犯力向上と市民が安全安心に暮らせるまちづくりを推進するため、自治会等が設置する防犯カメラの費用の一部を助成します。

なお、これらの事業については、完了が令和8年度となることから、第2表、繰越明許費補正のとおり、来年度へ事業を繰り越します。また、今年度実施している旧取手一中体育館耐震補強大規模改修事業についても、併せて繰越明許費を設定しております。

以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） おはようございます。創和会の鈴木三男です。私のほうから、防犯カメラ設置事業について、何点か質疑させていただきます。今回の防犯カメラ設置補助金については、自治会等の団体を対象として実施される事業であると理解しております。まず、補助金を交付する団体について、どのような要件を満たす場合に補助金の対象とするのかをお尋ねいたします。

〔10番 鈴木三男君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

〔総務部次長 立野啓司君登壇〕

○総務部次長（立野啓司君） 鈴木議員の御質疑に答弁いたします。防犯カメラ補助金の交付要件につきましては、防犯カメラの設置やカメラ及び記録画像の管理運用についての基準を守り、プライバシーの保護に努めることができる団体を対象とする予定でございます。あわせて、市内事業者より設置工事を行うこと、申請した年度内に設置を完了できること、ほかの補助金制度と重複して補助を受けないということ、こうした点を交付の要件としていく考えでございます。

〔総務部次長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。要件については分かりました。先ほどプライバシーの保護とありましたが、防犯カメラは地域の安全確保に有効である一方で、設置の仕方や運用方法によっては、住民のプライバシーに対する不安が生じるおそれもあると考えます。そこで、今回の防犯カメラ設置に当たって、具体的にどのような点に配慮し、プライバシー保護を確保していくのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯カメラの設置に当たりましては、防犯効果の確保と併せて、プライバシーへの配慮が極めて重要であると認識しております。本事業では、防犯カメラは地域の安全確保を目的とするものであり、特定の個人や建物を監視するものではないことを前提としております。また、管理責任者や操作責任者を定め、映像の取扱いについても、適切に管理される体制を明確に定める考えでございます。画像データにつきましても、保存期間を原則14日間とし、必要以上に長期間保存しないことを基本とするとともに、法令に基づく場合を除き、利用や提供は行わない運用を想定しております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） プライバシーについては十分配慮されているということは理解できました。一方で、防犯カメラは設置による防犯効果だけでなく、事件や事故の際に効果を発揮できる性能も重要であると考えます。補助制度において、どのような性能の防犯カメラを対象とするのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。補助対象とする防犯カメラの性能につきましては、防犯対策として実効性を確保し、事件等発生時に有効に活用できるよう、必要最低限の基準を設ける考えで整理しております。具体的には、画素数が200万画素以上、夜間でも映像を確認できる撮影機能を有すること、時刻表示ができること、解像度はフルハイビジョン以上であることに加え、24時間継続して稼働できること、などを基準として考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。防犯カメラの性能についても、考え方が理解できました。

続いて、本事業の事業費についてですが、事業費が 500 万円と上限がある中で、補助を希望する団体が多数となった場合、全ての要望・希望に応えていくことは難しいのかなというふうに想定されますが、そのような場合に、どのような考え方で交付団体を決定していくのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。自治会等に対して行った事前アンケートでは、防犯カメラ設置補助金の活用を希望する団体が 72 団体ございました。今後、事業を運用する中で、申請数が事業費を超えるような場合には、公平性を確保する観点からも、抽せんによる選定を検討しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） 今、次長の答弁では、希望する団体が多い場合は、やはり公平性を確保する上で、抽せんにより交付団体を選定するという答弁なんですけれども、これはやはり公平性からいって、やむを得ないのかなと思っております。

最後に、こうしたルールを踏まえた上で、本補助金事業を実際に実施していくに当たり、今後どのようなスケジュールで事業を進めていくのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。本事業につきましては、本補正予算の御承認をいただきましたら、3 月から団体への案内通知を行い、団体内での検討や、市への事前相談を経て、補助金交付申請を受け付ける予定で考えてございます。申請内容を審査の上、交付決定後、団体において防犯カメラの設置を行っていただき、実績報告を受けた上で、補助金を交付する、そのような流れを想定しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。先ほどの次長の説明でも、本事業は自治会等からの要望も多い事業であると伺っておりますが、本臨時会で可決後は、速やかに実施していただくことをお願いしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。今回の補正の大きな柱は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用という内容であります。そして 3 本の内容が出されてきましたが、まず物価高騰対策商品券事業についてなんですけれども、1 人につき一律 7,000 円の商品券ということなんですけれども、他の自治体を見ると、商品券もありますが、現金給付という自治体もありましたが、現金給付ということは検討されなかったのでしょうか、

お願いします。

[24 番 加増充子君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

[まちづくり振興部長 森川和典君登壇]

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。今回の交付金の活用にあたりまして、まず速やかな支援というものを実施するために、市民の方から——例えば振込口座等の確認手続——現金給付の場合は、そういった確認の手続を待たずに給付できる——給付を実施することを優先いたしました。また、振込対象リストなどを作成するシステムの構築にも時間がかかるというふうに聞いておりますので、給付までに期間を要する見込みが考えられたことから、より速やかに市民の皆様にお届けができるよう、商品券の配布というものを選択させていただきました。

[まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 速やかにということ、この商品券を選んだという今の御説明なんですけれども。この商品券のところのスケジュールの中で、令和8年5月下旬頃からとなっております。これで速やかに行っていると言えるでしょうか。内閣府は既に——11月27日だったと記憶あるんですが、この交付金については早急に、各自治体で予算化して速やかに行うことという通達があったと思うんですが。これ、いざ開いてみましたら、速やかと言いながらも、何とスケジュールが令和8年5月下旬からということ。待っているのは——今欲しいんですよ、多くの皆さんは。そういうことで、こういう時間がかかるということについては、どんなふうに検討されたんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 御質疑にお答えさせていただきます。ただいま部長からも御説明させていただいたとおり、この給付の形につきましては、様々な検討をしてまいりました。その中でも、より速やかに給付できるところが、この既存の全国共通商品券事業であったわけなんです。その中でも、その商品券の納品等にかかる時間が非常にかかる、事業者から見積りを取る際に伺ったところでも、全国的にそういった需要が大変多くなっているというところで、納品等に相当の時間を要するという、現段階で5月下旬からの送付ということになってしまうのではないかと、その辺はなるべく早く取り組んでいくということで、御了承いただきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この商品券について伺いますが、対象者が10万6,200人——対象ですよ。私がざっと計算しますと、7,000円を掛けますと7億4,340万円になりますが、この予算は8億4,735万円とありますけれども、あと1億円の活用はどういうふうになっているのか、その内容について伺います。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えします。委託料、事務費といたしまして、議員から今おっしゃられました、こちらの1億233万9,000円ほど、原資分を除くとあるわけなんです、こちらの内容といたしましては、主なところで、ギフトカードの作成費、送付状の印刷、商品券の封入・封緘などの対応業務を含めました商品券の作成費、こちらが約5,138万円。商品券の郵送費——こちら再発送を含めた郵送費で約3,800万円。また、コールセンター、そちらの運営に係る経費で約670万円というような形が主なところでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今、ギフト券ということで説明ありましたが、7,000円の商品券が利用できる店舗というのは、市内どこでも利用できるようになってるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 市内での利用店舗ということになりますが、こちらで採用した商品券で対応できる市内店舗ということになる予定でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この商品券が対応できるお店でできる——それ当たり前ですよ。市民の方は、どこで買おうと、7,000円をどう活用するかということで——いろんなお店があると思うんですが、その中には利用できないところも出てくるということなんじゃないでしょうか。例えば、取手市内には大きなスーパーもたくさんあります——ヤオコー、それからカスミとか、いろんなところがあります——ミスターマックスとかありますが、この多くのスーパーで買うというのが日常の生活だと思いませんか。スーパーで買物ができない扱うことができないスーパーが出てくるのか——私は出てきたら大変な——利用者にとっては負担になっていくのではないかなと思うんですが。そこら辺は、明らかにどこが利用できないとか、そういうのは分かっているのでしょうか。これからこのカードを使うかということもあるんですが、その点については、どのように検討されてますか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。今、御説明をさせていただいたとおり、これからその対象となる商品券によって、使える店舗というのは変わってきて、市内でもお使いいただける場所、お使いいただけない場所、様々出てくると思います。ただ、使える店舗のほうで御利用いただいて、御活用いただければというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 使える店舗でというのは、そういうことが担当課の口から簡単に出されましたけれど、消費者というのは市内各地のスーパー、それから商店を利用して

いるわけですよ。ここのスーパーが使えないとか、そういうことが出てきた場合、その人の生活圏というのもあるんですね、消費者の。そういう場合、負担が出てくるのではないかということ。例えば、大きなスーパーってたくさんありますけれども、藤代地域にもあります、旧取手地域にもあります、そういう中で使えないスーパーが出てきたら、目の前のいつも利用していたスーパーが——行っていたところが使えないとなれば、その人の生活範囲が変わってしまうということで、それこそ大変な負担になるのではないかということで、どのお店も利用できる、そのような商品券というのはこれから検討されていくでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。先ほど来、御説明したとおり、速やかな支援をお届けしたいということで、既存の商品券というものを今お配りすると考えております。そうしますとやっぱり、その商品券によって使えるところ、使えないところというのは出てしまうことは、これは致し方ないのかなということで思っております。例えば業種によって、今議員さんおっしゃったようなスーパーだけではなくて、例えばいろんなドラッグストアですとか、いろんな業種によって使えるところというのもありますので、そういった中で活用の方法を検討いただければというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今、寒い冬ですから灯油が欲しいという方、たくさんいらっしゃいます。高くなったんですよ、灯油が。そういうことも使えるお店はあるのかと聞かれたんですが、この商品券が使えるか使えないかによっては、灯油もそれを利用できないということになりますよね。そういうことも含めて、やっぱり全てのところで利用できる——それぞれの必要なものというのは違いますから。そういう意味では、物価高騰支援ということならば、全てのところで——ガソリンスタンドでもどこでも使える、そういう内容にさせていただきたいと、私はこれは強く思うものです。

それから、省エネ家電買換え補助金なんですけども、今年の8月の猛暑のとき、多くの皆さんがエアコンの買い換えをしました。しかし、省エネタイプでなければこの補助金につかないということで、それを省エネタイプにすると値段が高くなる、そうすると手が出なかった——そういう声もあるんですね。やっぱり、こんなに物価高騰の中で暮らしが大変なのに、高いものを買えないんですよ。そこも含めて、市民の暮らしと比較して、どうお考えだったでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。省エネ家電の買換え促進による生活者支援につきましては、省エネ性能の高いエアコン・テレビ・冷蔵庫などの買換え支援を行うことによって、まず家庭におけるエネルギー費用の負担の軽減というものにもつながっていくと考えております。また、家庭における二酸化炭素排出量の削減にも寄与するものと考えておりますので、今支援についても実施を考えているところで

ございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 時間がありませんから、次の防犯カメラについて伺います。確かに、防犯カメラが必要なところもたくさんあるということでは、アンケートを取ったら多くの地域から——地区から出ているというのは、よく私も理解します。ただ、なぜ防犯カメラが物価高騰の対策に入るのか、どう考えても私は納得できないんですよ。そして、必要となれば一財から出す、それとも来年度の新年度予算に組み入れるということで、そういうことは考えなかったんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 物価高騰と、どういう関連があるのかという御質問です。

○24 番（加増充子君） メニューに入ってるからなんて単純なものじゃないんじゃないですか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。重点支援地方交付金につきましては、昨年 12 月 15 日に、議長からも各会派からの御要望をいただきました。その際に、交付金の活用検討及び予算化についても配慮させていただきたい、とございました。その各会派からの御要望の中の項目にも、防犯機器等購入補助金がございました。また国が——先ほど加増議員おっしゃられたように、国が推奨するメニューにも明記がございます。また、これまでの一般質問でも防犯対策に関します質問を多くいただいております。防犯カメラですとか防犯対策等の補助金についても、多く質問をいただいております。また、今回の交付金の配分の話が出る前から、新年度の実施に向けて検討を進めていたというところもございまして、こういったことを総合的に判断して、今回の補助金の一つとして、これをメニューに入れたというところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今、部長がおっしゃったのは、15 日に議会のほうから市長に要請した内容が入っている内容だと思うんですが、確かにそういう各会派から出ているのは分かります。しかし、そのほかにも、それぞれの会派から切実な要望として出されているわけです。介護の問題とか低所得者対応とか、それから灯油の問題、上下水道の問題、いろんなものを私たちも 10 項目にわたって出しました。こうした一つ一つを検討した結果、今回のこのような内容になったんですか、その検討はどのようにされたんですか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） では、御答弁させていただきます。今回、そういった各会派からいただいた御要望の内容も含めまして、全体でどんなことができるか、何がいい

かということを検討をいたしました。冒頭、まちづくり振興部長から答弁もあったとおり、結果的に、できるだけ迅速に、順次できるものからなるべく早くやっていくということ、それから公平に広く行き渡るようなものを作っていくということ、そして、できるだけ手厚くやっていくというような考え方の中で、今回提案させていただいている内容となっていることでございます。ですので、要望をいただいたもの全てを反映しているという内容にはなってございませんが、そういった市の考え方を御理解いただければというふうに考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これ以上は討論の中で述べさせていただきます。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、先ほど承認第1号で可決されました体育館の繰越明許費が入っていますので、その点で伺います。今年度——これは令和7年度の6月定例会でしたか、旧取手一中体育館施設の改修ということで、大規模改修の契約案件が出ておりました、たしか。その契約の段階では、約3億8,000万円ということでありまして、今回、繰越明許費は約2億4,000万円ということなんで、そうすると、これまでの終わっている工事内容、これからは床工事だけではなさそうなんですけれども、その辺の2億4,000万円の内訳をちょっと説明いただきたいと思っております。

〔23番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、遠山議員の御質疑に答弁させていただきます。工事契約額と繰越明許費の差額の件かと思っております。この差額につきましては、それぞれ前払金というものが発生しておりますので、前払金との差額になるかと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 金額というところでは分かりました。ただ、大規模改修工事が相当——屋根改修から外壁、あと床の張り替えもそうなんだろう、内装改修、あとトイレ、いろいろこう上がっております。どの辺まで終わっているのか。本当に床の張り替えだけ、アリーナの、そこだけを今回の——先ほど、もう条例改正案は全員賛成で可決されておりますけれども、ちょっと工事内容のほうで説明願います。

○議長（山野井 隆君） 財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） お答えします。今現在、工事の進捗状況なんですけれども、

仕上げ工事——やれるところから仕上げ工事に入ってるんですが、主には仕上げ工事に入る前の補修ですとか、仕上げ工事に向けての準備工事、今メインでやっているところがございます。この後、仕上げ工事に入ってくるという状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） あと先ほどのそれぞれの議員のやり取りの中でも、床は全て張り替えるということですよ。それが仕上げ工事ということですか。

○議長（山野井 隆君） 財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） お答えします。床につきましては、全て改修をし、新しい床に張り替えるという予定で進んでいます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そうすると、その上でバスケットゴール改修ですとか、いろいろ入るのかなというふうに思うんですが。単なる仕上げだけでもなさそうだなと思って、ちょっと補正予算のところで繰越しされるということなので、工事内容の確認をさせていただいたところ。何か床だけでなく屋根のほうにも支障があったというふうにちょっと聞いているんで——それはないんですか、大丈夫ならいいんですけど、それだけ。何もないということで、あとは床だけだったということによろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） 天井裏につきましては、当初、張り替えを予定しておりましたが、状態が非常によく、今、塗装工事は終わっているような状況です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） それと、予算書のほうで、この大規模改修工事のほかに、工事に対して工事監理業務委託料というのが1,307万円、今回繰越しされるということで、この工事監理業務を行うのは建築士の役割というふうにちょっと——あまり詳しくないだけに調べてみたんですよ。そうすると、今回はあくまでも市のほうの責任でこういった事態になったという理解でよろしいんですかね。建築するとなれば——建物を建てるとなれば、設計から何から——そうするとその設計の前の調査というところで、業者のほうにも責任が生じ得るだろうというふうに私は思ったんですけども。今回その辺は、市のほうで、ちょっと不十分だったという理解でよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 財政部次長、原部英樹君。

○財政部次長（原部英樹君） 設計事務所のほうで、実施設計の段階でいろいろ調査をしていただいているんですが、確認できない部分というのも当然ございまして、やはり工事をやって解体をし、そこで確認ができるということも多々ございますので、誰の責任ということではなく、たまたま今回はそういったことで床の状況がひどかったということだと思います。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 先ほどの中身でも、工事費の増額の見込みは今のところない

ということでしたので、その辺は大丈夫かな、責任問題にはならないかというようには理解したんですけども。せっかくですので、大事な取手市財政の中なので、改めて確認をさせていただいたところです。質疑は以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

加増充子さん。反対討論。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第1号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）、反対いたします。今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用の9億431万7,000円であります。今、物価高騰で市民生活は深刻な状況となっております。交付金活用が本当に待たれてきました。昨年の12月議会に超党派で交付金の活用に関する要望書を提出してきましたが、十分な議論・検証がされてこなかった、こういうことが先ほどの答弁でも感じられるものです。中でも、物価高騰対策商品券事業は、商品券の利用できる店舗は限られて、どこでも利用できるものでなく、消費者にとって不便を来すこととなります。また、厳冬期の中、灯油の値上がりで、高齢者の皆さんからは、「寒くても灯油購入を控えてしまう」、このような声も聞かれています。灯油購入に活用できるのか、対応できる店舗があるのか、こうした問題もある中、スケジュールを見ますと、令和8年5月下旬となっております。今必要と求められていることに応えられない内容であります。

省エネ家電買換え補助金は、物価高騰に対する市民生活の負担を軽減し、二酸化炭素排出の削減を図ると概要にあります。が、「昨年の夏、猛暑でエアコンを買い換えようとしたが、補助対象はエアコンの価格が高く到底手が出なかった」と落胆した声も寄せられています。まさに、高額所得者優遇ではないかと言わざるを得ません。生活保護受給者の方からは、「補助金が出たとなれば、それは収入と認定され保護費から引かれるのでは」と心配の声もあります。

防犯カメラ設置補助金が物価対策になるのか、どう考えても理解できません。防犯カメラが必要となれば、新年度予算で計上できる内容です。物価高騰の中、市民生活を応援するならば、市民の生活実態、要望をしっかりと把握し検討すべきです。

今回の交付金活用は、その場しのぎ、執行部の範囲での内容と受け止められます。恒常

的に地域経済につながる対応をしっかりと行うことです。

以上を述べまして、議案第1号の反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第1号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

令和8年第1回取手市議会臨時会を閉会します。

午前10時38分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_